

# 奈良市公報

号外第 18号

平成 16年 9月 30日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 総務課長  
印刷所 株式会社京阪工技社

## 目次

規 則	
奈良市専門委員設置規則の一部を改正する規則.....	1
奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	1
告 示	
放置自転車等の保管.....	2
放置自転車等の処分.....	2
奈良市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱.....	2
放置自転車等の保管（2件）.....	3
生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃 止の届出.....	3
生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届 出.....	3
開発行為に関する工事の完了.....	4
放置自転車等の保管.....	4
なら工芸館の臨時休館.....	4
生活保護法の規定による施術者の指定.....	4
放置自転車等の保管.....	4
市営住宅入居者の募集.....	4
放置自転車等の保管.....	4
都市公園の供用開始.....	5
都市公園の廃止.....	5
都市公園の区域変更.....	5
放置自転車等の保管.....	5
総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地の区 域.....	5
奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正 する告示.....	6
奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱.....	6
放置自転車等の保管.....	6
開発行為に関する工事の完了.....	7
道路の供用開始.....	7
奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱 .....	7
道路の位置指定.....	8
公 営 企 業	
一般競争入札の実施.....	8
教 育 委 員 会	
奈良市立図書館管理規則の一部を改正する規則.....	10
奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令 .....	10

## 規 則

奈良市専門委員設置規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成 16年 8月 20日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 68号

奈良市専門委員設置規則の一部を改正する規則  
奈良市専門委員設置規則（昭和 62年奈良市規則第 39号）  
の一部を次のように改正する。

別表奈良市行財政専門委員の項中「5人」を「6人」に  
改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成 16年 8月 20日揭示済）

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管  
理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布  
する。

平成 16年 8月 30日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 69号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及  
び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
（奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一  
部改正）

第 1条 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則  
（昭和 43年奈良市規則第 2号）の一部を次のように改正  
する。

別表第 1の 7級の項中

「	4 消防署長補佐、消防分署長又は消防出張所 長の職務	を
	5 主査の職務	
」		

「	4 北部図書館長の職務	
	5 消防署長補佐、消防分署長又は消防出張所 長の職務	に
	6 主査の職務	
」		

改め、同表の 1級の項中「図書館長」を「中央図書館長  
又は西部図書館長」に改める。

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第 2条 管理職手当に関する規則（昭和 42年奈良市規則第

17号)の一部を次のように改正する。  
別表学校その他の教育機関の項中

「 図 書 館 長 」	を	「 中 央 図 書 館 長 西 部 図 書 館 長 」	に、
「 主 査 」	を	「 北 部 図 書 館 長 主 査 」	に改

める。

附 則

この規則は、平成 16年 9月 1日から施行する。  
(平成 16年 8月 30日 掲示済)

### 告 示

奈良市告示第 424号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 8月 16日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 16年 8月 16日
- 3 移動対象区域  
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目 288- 1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間  
午前 9 時から午後 4 時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。  
ア 移動費 2,000円  
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は無料)
- 8 連絡先  
奈良市企画部交通政策課  
電話 0742- 34- 111代表

(平成 16年 8月 16日 掲示済)

奈良市告示第 425号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和 59年奈良市規則第 35号)第 5 条の規定により告示します。

平成 16年 8月 16日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 処分の根拠  
移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所  
奈良市大安寺西二丁目 288- 1  
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日  
平成 16年 8月 31日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日  
平成 16年 5月 6日、同月 7日、同月 10日から同月 13日まで、同月 18日から同月 21日まで、同月 24日、同月 25日、同月 27日及び同月 31日

(平成 16年 8月 16日 掲示済)

奈良市告示第 426号

奈良市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱を次のように定める。

平成 16年 8月 17日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 木造住宅の耐震改修の意識及び地震に対する安全性の向上を図るため、耐震診断に要する費用について予算の範囲内で既存木造住宅耐震診断補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和 59年奈良市規則第 23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象住宅 昭和 56年 6月 1日以前に建築され、専用住宅又は併用住宅として使用されている木造在来軸組工法、木造枠組壁工法又は木造伝統的構法の戸建住宅及び木造と他の構造の立面的な混構造住宅の木造住宅部分で、階数が 3 以下のものをいう。
- (2) 耐震診断 目視による建物の外観及び内観の調査、壁量の計算等により、地震に対しての建物の安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震診断員 都道府県、市町村、財団法人日本住宅・木材技術センター等が実施する木造住宅耐震診断講習会の受講修了者で、当該都道府県等の登録修了者名簿に登録されたものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に存する補助対象住宅の所有者(共有の住宅にあつては共有者全員の合意による代表者)であること。
- (2) 補助対象住宅について耐震診断を受けること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、対象者が補助対象住宅の耐震診断に要した経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、耐震診断に要した費用に3分の2を乗じて得た額とし、40,000円を限度とする。ただし、当該補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、補助対象住宅1棟につき、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断に要する経費の見積書又は契約書の写し
- (2) 補助対象住宅の付近見取図及び住宅の写真
- (3) 補助対象住宅の建築時の建築確認通知書、検査済証、登記簿謄本等その建築時期が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類及び所有者以外の者が補助対象住宅を使用している場合は、耐震診断を受けることについての使用者の同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、耐震診断が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断の結果報告書の写し
- (2) 耐震診断に要した経費の領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成 16年 9月 1日から施行する。

(平成 16年 8月 17日 揭示済)

奈良市告示第 427号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 8月 17日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 8月 17日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 8月 17日 揭示済)

奈良市告示第 428号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 8月 18日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 8月 18日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 8月 18日 揭示済)

奈良市告示第 429号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 4項において準用する同法第 50条の 2 の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 8月 18日

奈良市長 大川 靖 則

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		
エバ奈良ステーション	奈良市朱雀一丁目 3 - 6 - 1 シティタウン朱雀 J - 1	訪問介護	平成 16年 7月 31日

(平成 16年 8月 18日 揭示済)

奈良市告示第 430号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 4項において準用する同法第 50条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 16年 8月 18日

奈良市長 大川 靖 則

指定介護機関の名	指定介護機関の所	変更事項		変更年月日
		旧	新	

称	在 地	(所在地)	(所在地)	平成 16年
訪問介護ス テーション オネスティ	奈良市大 森町 24ア ンテルナ 奈良 102 号	(所在地) 奈良市古 市町 74- 37	(所在地) 奈良市大 森町 24ア ンテルナ 奈良 102 号	8月 1日

(平成 16年 8月 18日 提示済)

奈良市告示第 43号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 8月 18日

奈良市長 大川 靖 則

- 許可の年月日及び番号  
平成 16年 7月 29日 奈良市指令都整開第 04A - 10号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成 16年 8月 18日 第 881号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市三碓三丁目 846番地の 89 85番地の 1 及び 85番地の 9
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市三碓三丁目 5番 2号  
株式会社ノブタカ  
代表取締役 猪上 正孝  
(平成 16年 8月 18日 提示済)

奈良市告示第 432号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 8月 19日

奈良市長 大川 靖 則

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成 16年 8月 19日
- 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成 16年 8月 19日 提示済)

奈良市告示第 433号

なら工芸館条例施行規則(平成 12年奈良市規則第 66号)第 3条第 2項の規定により、平成 16年 11月 5日になら工芸館を休館します。

平成 16年 8月 23日

奈良市長 大川 靖 則  
(平成 16年 8月 23日 提示済)

奈良市告示第 434号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 55条において準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第 55条の 2の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 8月 23日

奈良市長 大川 靖 則

施術者		施術所		指 定 年月日
氏 名	住 所	名 称	所在地	
中島善純	奈良市学 園北二丁 目 4 - 15	太陽はり 灸整骨院	奈良市富雄 北一丁目 2 - 3	平成 16年 7月 28日
津田信治	生駒市西 松ヶ丘 8 - 6	つだ鍼灸 整骨院	奈良市西大 寺小坊町 6 - 1ルシュ ール西大寺 1 F	平成 16年 8月 20日

(平成 16年 8月 23日 提示済)

奈良市告示第 435号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 8月 24日

奈良市長 大川 靖 則

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成 16年 8月 24日
- 移動対象区域  
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成 16年 8月 24日 提示済)

奈良市告示第 436号

奈良市営住宅入居者を次のとおり募集します。  
平成 16年 8月 25日

奈良市長 大川 靖 則

次のとおり省略

(平成 16年 8月 25日 提示済)

奈良市告示第 437号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 8月 25日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 8月 25日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 8月 25日 揭示済)

奈良市告示第 438号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法(昭和3年法律第79号)第2条の2及び都市公園法施行令(昭和3年政令第290号)第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成 16年 8月 25日

奈良市長 大川 靖 則

名称	位置	区域	供用開始日
大安寺西三丁目第1号街区公園	奈良市大安寺西三丁目224番14	別紙図面のとおり(別紙図面は省略し、奈良市都市計画部街路公園課において一般の縦覧に供します。)	平成 16年 8月 25日
学園中五丁目第3号街区公園	奈良市学園中五丁目556番33		
三碓五丁目第1号街区公園	奈良市三碓五丁目179番43		
三碓五丁目第2号街区公園	奈良市三碓五丁目172番17		
三碓五丁目第1号緑地	奈良市三碓五丁目172番132		

(平成 16年 8月 25日 揭示済)

奈良市告示第 439号

都市公園を廃止するので、奈良市都市公園条例(昭和46年奈良市条例第14号)第14条の2の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成 16年 8月 25日

奈良市長 大川 靖 則

1 名称、位置

名 称	位 置
大安寺西一丁目街区公園	大安寺西一丁目288番地43

2 廃止年月日

平成 16年 8月 25日

(平成 16年 8月 25日 揭示済)

奈良市告示第 440号

都市公園の区域を変更するので、奈良市都市公園条例(昭和46年奈良市条例第14号)第14条の2の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成 16年 8月 25日

奈良市長 大川 靖 則

1 名称、位置

名 称	位 置
中登美ヶ丘近隣公園	奈良市中登美ヶ丘三丁目6番
法蓮町街区公園	奈良市法蓮町562番1
四条大路南町第1号街区公園	奈良市四条大路南町314番1

2 変更区域

別紙図面のとおり

(別紙図面は省略し、奈良市都市計画部街路公園課において一般の縦覧に供します。)

3 変更年月日

平成 16年 8月 25日

(平成 16年 8月 25日 揭示済)

奈良市告示第 441号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成 16年 8月 26日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 8月 26日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 8月 26日 揭示済)

奈良市告示第 442号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定により認定した総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地の区域を同条第6項の規定により公告し、関係図書を一般の縦覧に供します。

平成 16年 8月 26日

奈良市長 大川 靖 則

1 一団地の区域の地名地番

奈良市神功一丁目6番地

2 認定年月日及び認定番号

(1) 認定年月日 平成 16年 8月 26日

(2) 認定番号 奈良市指令整建第38号

3 関係図書の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号  
奈良市都市整備部建築指導課  
(平成 16年 8月 26日 掲示済)

奈良市告示第 443号

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 16年 8月 27日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱(昭和 6年奈良市告示第 52号)の一部を次のように改正する。

別表 1 歳児保育事業補助金の項中「9,100円」を「8,900円」に改め、同表延長保育事業補助金の項中「56,300円」を「55,700円」に、「112,600円」を「111,400円」に、「168,900円」を「167,100円」に改め、同表障害児保育事業補助金の項中「74,140円」を「73,400円」に改め、同表運営費補助金の項中「1,140円」を「1,026円」に改め、同表行事費補助金の項中「840円」を「750円」に改め、同表給食費補助金の項中「198円」を「180円」に、「192円」を「173円」に、「544円」を「490円」に改め、同表採暖費補助金の項中「480円」を「430円」に改め、同表嘱託医手当補助金の項中「186,000円」を「165,600円」に改め、同表修理費補助金の項中「800円」を「720円」に改め、同表初度設備費補助金の項を削り、同表週休等加配保育士賃金補助金の項中「79,040円」を「78,200円」に、「1,080円」を「1,070円」に改め、同表職員研修費補助金の項中「4,000円」を「3,600円」に改める。

附 則

この告示は、平成 16年 8月 27日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 16年度予算に係る補助金から適用する。

(平成 16年 8月 27日 掲示済)

奈良市告示第 444号

奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱を次のように定める。

平成 16年 8月 27日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、子育て家庭の支援活動の企画、調整及び実施を担当する職員を配置し、地域子育て支援センター事業(以下「事業」という。)を実施することにより、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図り、もって地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする。

(利用対象者)

第 2 条 事業を利用することができる者は、市内に住所を有する者又は市内に勤務する者とする。

(事業の実施)

第 3 条 事業は、奈良市地域子育て支援センター「子育て相談室」(以下「子育て相談室」という。)において実施するほか、委託して実施する。

(事業内容)

第 4 条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 育児不安等についての相談指導
- (2) 子育てサークル等の育成及び支援
- (3) 特別保育事業等の積極的実施及び普及促進
- (4) ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供等

2 市長は、事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との連携を密にし、それらのものの協力を求めるものとする。

(利用時間及び休業日)

第 5 条 子育て相談室の利用時間は、午前 9時から午後 5時までとする。

2 子育て相談室の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び火曜日
- (2) 国民の祝日(火曜日に当たるときは、その翌日)
- (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日(日曜日、火曜日又は水曜日に当たる日を除く。)
- (4) 12月 26日から翌年 1月 5日まで

(職員)

第 6 条 事業に従事する者として、子育て家庭の支援活動の企画、調整及び実施を担当する地域子育て指導員(以下「指導員」という。)及びその補助的業務を行う地域子育て指導補助員(以下「指導補助員」という。)を置く。

(留意事項)

第 7 条 指導員及び指導補助員は、その業務を行うに当たっては、事業の利用者等への対応には十分に配慮するとともに、業務を行うに当たって知り得た情報については、業務遂行以外に用いてはならない。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成 16年 10月 1日から施行する。

(平成 16年 8月 27日 掲示済)

奈良市告示第 445号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 8月 27日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 16年 8月 27日
- 3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
(平成 16年 8月 27日揭示済)

奈良市告示第 446号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 8月 30日

奈良市長 大川 靖 則

1 許可の年月日及び番号

平成 16年 3月 3日 奈良市指令都整開第 03A 57号

平成 16年 5月 17日 奈良市指令都整開第 03A 57 1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 16年 8月 30日 第 882号

(2) 公共施設 平成 16年 8月 30日 第 373号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園南一丁目 963番地の 21、963番地の 22、963番地の 66、963番地の 67、963番地の 264及び 963番地の 265

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市藤ノ木台四丁目 6番 20号

株式会社 日本中央住販

代表取締役 谷手 善紀

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市学園南一丁目 963番地の 22、963番地の 66、963番地の 67、963番地の 264及び 963番地の 265の各一部

(平成 16年 8月 30日揭示済)

奈良市告示第 447号

道路法(昭和 27年法律第 180号)第 18条第 2項の規定に基づき、平成 16年 8月 30日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から 1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成 16年 8月 30日

奈良市長 大川 靖 則

路線名	区 間		延長(m) 幅員(m)
南部第 2号線	西九条町一丁目 8番 1地先から	東九条町 44番 1地先まで	L = 262.5 W = 12.0

(平成 16年 8月 30日揭示済)

奈良市告示第 448号

奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱を

次のように定める。

平成 16年 8月 30日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(目的)

第 1条 この要綱は、少子化社会の子育てにおいて、地域における育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者をファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)の会員として組織し、会員相互の育児に関する援助活動(以下「相互援助活動」という。)を実施することにより、地域での子育て支援の基盤形成、仕事と家庭の両立支援及び男女共同参画社会の形成に資するとともに、新たな子育て支援のニーズに対応し、児童の健全育成を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第 2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の募集、登録等に関すること。
- (2) 相互援助活動の調整に関すること。
- (3) 相互援助活動に必要な入会時の講習会の開催に関すること。
- (4) 会員の交流会、研修会等の開催に関すること。
- (5) 広報に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(アドバイザー)

第 3条 前条の事業を円滑に運営するため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次の業務を行う。

- (1) センターの業務内容の周知及び啓発に関すること。
- (2) 会員の募集及び登録に関すること。
- (3) 会員に対する講習会の実施に関すること。
- (4) 会員の統括に関すること。
- (5) 会員の相互援助活動の調整に関すること。
- (6) 会員の交流会、研修会等の実施に関すること。
- (7) 会員間のトラブルへの助言に関すること。
- (8) 広報紙等の発行に関すること。
- (9) その他センターの運営に関する事務

(会員)

第 4条 会員は、センターの目的を理解し、熱意を持って相互援助活動を行いたい市民(以下「援助会員」という。)及び相互援助活動を受けたい市民(以下「依頼会員」という。)で構成され、援助会員は依頼会員を兼ねることができる。

2 会員になろうとする者は、指定された講習会等を受講し、入会申込書をセンターに提出してセンターの承認を受けなければならない。

3 会員は、相互援助活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 会員は、センターが行う交流会等に参加しなければな

らない。

5 会員は、センターを退会しようとするときは、その旨をセンターに届け出なければならない。

( 援助対象児童 )

第 5 条 相互援助活動の対象となる児童 ( 以下「援助対象児童」という。 ) は、1 歳から小学校 6 年生までの児童とする。

( 相互援助活動の内容及び実施 )

第 6 条 相互援助活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 依頼会員が社会参加するとき等に、援助対象児童を預かること。
- (2) 保育施設の保育開始時まで、又は保育終了後、援助対象児童を預かること。
- (3) 学校の放課後、援助対象児童を預かること。
- (4) 保育施設まで援助対象児童の送迎を行うこと。
- (5) その他育児の援助が必要なときに援助対象児童を預かること。

2 援助対象児童を預かる場所は、原則として援助会員の家庭とする。

3 援助対象児童の宿泊は、原則として行わないものとする。

4 依頼会員が相互援助活動を依頼するときは、事前にセンターに申込みを行い、アドバイザーが適当な援助会員を紹介する。

( 補償 )

第 7 条 センターは、相互援助活動中に生じた事故等に対応するため、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとし、当該保険料については市が負担する。

( 報酬 )

第 8 条 第 6 条第 1 項の援助を受けた依頼会員は、援助会員に対し当該援助終了後、報酬を支払うものとする。

2 前項の報酬の額は、市長が別に定める。

( 事務局 )

第 9 条 センターの事務局は、奈良市三条本町 8 番 1 号に置く。

2 事務局の業務を行う時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、次に掲げる日には業務を行わない。

- (1) 日曜日及び火曜日
- (2) 国民の祝日 ( 火曜日に当たるときは、その翌日 )
- (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日 ( 日曜日、火曜日又は水曜日に当たる日は除く。 )
- (4) 12 月 26 日から翌年 1 月 5 日まで

( 補則 )

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、センターの事業の実施に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条及び第 4 条の規定は、同年 9 月 1 日から施行する。

( 平成 16 年 8 月 30 日 掲 示 済 )

奈良市告示第 449 号

建築基準法 ( 昭和 25 年法律第 20 号 ) 第 4 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則 ( 昭和 25 年建設省令第 40 号 ) 第 10 条の規定により公告します。

平成 16 年 8 月 30 日

奈良市長 大 川 靖 則

申請者住所	奈良市中山町 1600 番地の 7
申請者氏名	株式会社 相光 代表取締役 相川 ちづ子
道路の位置	奈良市西大寺新田町 2568 番地の 2、2568 番地の 3、2568 番地の 4、2568 番地の 5、2568 番地の 6、2568 番地の 2 及び 2657 番地の 2 の各一部
道路の幅員	4.0メートル ~ 6.0メートル
道路の延長	60.25メートル
指定年月日	平成 16 年 8 月 30 日
指 定 番 号	第 16002 号

( 平成 16 年 8 月 30 日 掲 示 済 )

## 公 営 企 業

奈良市水道局告示第 35 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令 ( 昭和 22 年政令第 16 号 ) 第 16 条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程 ( 平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号 ) において準用する奈良市契約規則 ( 昭和 40 年奈良市規則第 43 号。以下「奈良市契約規則」という。 ) 第 2 条の規定により公告します。

平成 16 年 8 月 16 日

奈良市水道事業管理者  
福 田 恵 一

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内川上町地内他 1 件 ( 各工事の業種、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり )

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 16 年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法 ( 昭和 24 年法律第 100 号 ) の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日  
を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定す  
る市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで  
（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局 1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定  
の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第  
2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確  
認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなさ  
れた2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした  
者の入札

(8) 入札金額を訂正した入札

(9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した  
入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換  
え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成16年8月23  
日まで（奈良市の休日をも定める条例に規定する市の休日  
を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後  
1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書  
を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局  
建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加  
決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した  
場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成16年8月26日までに入札参加申請者に通知しま  
す。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良  
市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先  
奈良市法華寺町26番地1  
奈良市水道局業務部経理課入札係  
電話 0742-34-5200(内線)223

別表

発注 番号	業種	工事 番号	工事 名称	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び 最低制限価格 (消費税及び 地方消費税を 除く。)	参加資格	入札日 入札時間
1	送・配 水管工 事	1 - 4 - 4	口径50耗 配水管 改良工事	市内川上 町地内	契約日か ら60日間	土工事 一式 管工事 一式 付帯工事 一式	予定価格 1,266,000円 最低制限価格 848,000円	水道局入札参加 有資格者名簿の 登録業種が指定 工事で、かつ総 合評定値通知書 の土木一式の総 合評定値が610 点未満のすべて の業者	平成16年 8月27日 午前9時 30分
2	送・配 水管工 事	1 - 4 - 5	口径50耗 配水管 改良工事	市内学園 大和町二 丁目地内	契約日か ら60日間	土工事 一式 管工事 一式 付帯工事 一式	予定価格 1,615,000円 最低制限価格 1,082,000円	水道局入札参加 有資格者名簿の 登録業種が指定 工事で、かつ総 合評定値通知書 の土木一式の総	平成16年 8月27日 午前10時 00分

